

国民健康保険税

納税通知書・決定通知書を

7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

通知書の内容を必ず

ご確認ください

窓口で納付される方、口座振替により納付される方には、納税通知書と決定通知書を送付します。

すでに年金天引きで納付されている方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

保険税の税率等について

令和2年度の保険税の税率は下表のとおりです。
国の法令改正に合わせ課税限度額を改定しました。

	所得割	均等割 (一人あたり)	平等割 (一世帯あたり)	課税限度額
基礎分	7.7%	20,000円	21,000円	63万円 [61万円]
支援金分	2.7%	10,000円	なし	19万円
介護分	2.1%	16,000円	なし	17万円 [16万円]

※[]内は令和元年度

※所得割は、前年の所得から基礎控除33万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。

軽減判定所得の基準額	
5割軽減	33万円 + $\frac{28.5万円}{2}$ [28万円] × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円 + $\frac{52万円}{2}$ [51万円] × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)

※[]内は令和元年度

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方

所得申告により保険税が軽減される場合があります
世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。所得不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんので、所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

また、国の法令改正に合わせて、軽減判定所得の基準額を左表のとおり引き上げ、軽減される世帯の範囲を拡大しました。

特例対象被保険者等の負担軽減措置があります
会社都合など、特定の理由で離職された方は、左表の要件に該当する場合、保険税が軽減されますので、必ず届け出をしてください。

該当要件	①離職日が平成31年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」(「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号)であること。 【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定
届出に必要なもの	雇用保険受給資格者証 (原本)
届出場所	国保年金課および本納支所

※平成31年3月31日から令和2年3月30日の間に離職し、届け出をして令和元年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方には、令和2年度分も自動的に軽減が適用されます。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免制度があります
新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす世帯は、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が、前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる場合

※前年の合計所得金額などによっては、要件を満たしても減免対象とならない場合があります。



問合せ
国保年金課 (2階)
TEL 2015003、FAX 2016000